

# トルク工業株式会社 環境活動レポート

2015 年度

(対象期間 2016 年 1 月～2016 年 3 月)

## 目 次

1. 組織の概要	1 頁
2. 対象範囲・レポートの対象期間及び発行日	1 頁
3. 環境方針	2 頁
4. 環境目標及びその実績	3 頁
5. 環境活動計画	4 頁
6. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	5 頁
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無	6 頁
8. 環境不適合、外部からの苦情	7 頁
9. 代表者による全体評価と見直しの結果	7 頁

2016 年 4 月 20 日制定

## 1. 組織の概要

### 【1】名称及び代表者名

トルク工業株式会社  
代表取締役社長 高橋 伸

### 【2】所在地

#### ■認証・登録対象組織

本社・工場

〒410-1305 静岡県駿東郡小山町湯船 1157-10

本社第二製造部

〒258-0028 神奈川県足柄上郡開成町金井島 130-1

#### ■非対象組織

無し

### 【3】環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 安全衛生委員長 大舘 誠 TEL : 0550-76-8300

担当者 総務課長 大舘 誠 TEL : 0550-76-8300

生産管理課長 小泉 潤 TEL : 0550-76-8300

### 【4】事業活動内容

金属プレス製品製造・金型設計製作・樹脂成形製品製造・精密機器組立

### 【5】事業規模

	単位	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
売上高	百万円	1,232	1,270	1,220	1,089
従業員	名	91	95	84	79
延床面積	m <sup>2</sup>	2,907	2,907	2,907	2,907

### 【6】事業年度 4月～3月

## 2. 対象範囲（認証・登録範囲）

【1】対象組織 「1. 【2】所在地」欄に記載

【2】活動 「1. 【4】事業活動内容」欄に記載

### レポートの対象期間及び発行日

レポートの対象期間及び発行日は表紙に記載。

### 3. 環境方針

## 環 境 方 針

### 1. 基本理念

私たちは、環境に対する企業の責任を自覚し、環境保全と企業活動のパフォーマンス向上を共に実現するための取組みを、会社を挙げて推進します。

### 2. 活動指針

- 1 事業活動及び当社の製品が与える環境負荷と取組みの成果を的確に把握し、当社の事業活動にふさわしい以下の環境活動を実施します。
  - ①消費エネルギー（二酸化炭素排出量）の削減
  - ②投入資源（有害化学物質等）の削減
  - ③廃棄物の減量と再利用
  - ④グリーン購入の推進
  - ⑤工程内不良率の削減
  - ⑥水使用量の削減
  
- 2 環境目標を設定し、適切性維持のため、毎年見直しを行い、環境経営システムを継続的に改善するとともに、自主的、積極的に環境への取り組みを行い、継続的な環境負荷の削減に努めます。
  
- 3 環境に関する法令や条例、その他規制を受ける事項を順守します。
  
- 4 従業員が環境方針を理解し、自らの役割を十分に認識し、本方針に沿って活動が行われるよう環境教育を進めます。

2015年12月1日

トルク工業株式会社

代表取締役社長 高橋 伸

#### 4. 環境目標及び環境目標の実績

2015年度 (2016年1月～3月)		環境目標及び環境目標の実績					承認	確認	作成		
		作成年月日：2015年12月11日 実績確認日：2016年4月8日									
No.	環境方針 (キーワード)	環境目標項目	基準値		CO2 換算係数	2015年度 目標 (2016/1-3目標)	活動期間3ヶ月		2016年度 目標	2017年度 目標	2018年度 目標
			2014年度 年間実績	2014年度 (2015/1-3実績)			実績	達成度			
1	消費エネルギーの削減 (二酸化炭素排出量の削減)	電力使用量の削減	電力使用量		0.530	基準値に対し 1%削減		×	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減
			398,774.0	(99,381.0)		98,387.0	106,109.0		394,786.0	390,838.0	386,930.0
		灯油消費量の削減	灯油消費量		2.492	基準値に対し 1%削減		×	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減
			2,782.0	(1,999.0)		1,979.0	2,101.0		2,754.0	2,726.0	2,698.0
		LPG消費量の削減	LPG消費量		3.002	基準値に対し 1%削減		○	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減
			71.9	(29.9)		29.6	28.5		71.0	70.0	69.0
		自動車燃料消費量の削減	ガソリン消費量<L>		2.322	基準値に対し 1%削減		○	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減
4,497.5	(1,287.1)		1,274.0	929.8		4,453.0	4,408.0		4,364.0		
計 (kg-CO <sub>2</sub> )	軽油消費量<L>		2.624	基準値に対し 1%削減		×	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減		
	4,955.2	(1,280.9)		1,268.0	1,485.4		4,905.0	4,856.0	4,807.0		
			241,944.4	(64,092.8)	63,451.0	67,615.7	239,523.2	237,125.0	234,750.2		
2	投入資源の削減	コピー用紙使用量の削減	コピー用紙使用量		158.0	基準値に対し 1%削減		○	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減
			731.5	(159.6)		109.4	724.2		717.0	710.0	
		段ボール使用量の削減	段ボール使用量		333.3	基準値に対し 1%削減		○	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減
			1,643.7	(336.7)		141.0	1,627.3		1,611.0	1,595.0	
		プラスチック使用量の削減	プラスチック使用量		467.0	基準値に対し 1%削減		×	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減
			2,577.2	(472.0)		719.1	2,551.4		2,525.9	2,500.6	
		有害化学物質使用量の削減	洗浄剤使用量		495.0	基準値に対し 1%削減		○	基準値に対し 0%削減	前年目標値に対し 0%削減	前年目標値に対し 0%削減
1,250.0	(500.0)		0.0	1,250.0		12,500.0	12,375.0				
計 (kg)			6,202.4	(1,468.3)	1,453.3	969.5	6,152.9	17,353.9	17,180.6		
3	廃棄物排出量の削減	廃棄物排出量			基準値に対し 1%削減		○	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	
			19,991.5	(4,509.1)	4,464.0	4,071.2	19,791.6	19,593.7	19,397.8		
4	グリーン購入の推進 <エコ事務用品購入額/事務用品総購入額>	事務用品のエコ商品購入率 データなし			エコ商品購入率 データ取り		○	エコ商品購入率 2015年度の1%以上増	エコ商品購入率 2016年度の1%以上増	エコ商品購入率 2016年度の2%以上増	
					0.0	%					
5	工程内不良率の削減	不良率			基準値に対し 0.5%削減		○	基準値に対し 0.5%削減	前年目標値に対し 0.5%削減	前年目標値に対し 0.5%削減	
			5.0	(4.6)	4.1	3.8	4.5	4.0	3.5		
6	水使用量の削減 <水道使用量：m <sup>3</sup> >	水道使用量			基準値に対し 1%削減		×	基準値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	前年目標値に対し 1%削減	
			1,598	(236.0)	234.0	272.5	1,582.0	1,566.0	1,550.0		

※①No.1～3及び5の環境目標項目は、削減量が目標値以上で達成「○」、目標値未満で未達「×」と評価・達成度欄に記入する。  
 ②No.4の環境目標項目は、取組があれば達成「○」、取組がなければ未達「×」と評価・達成度欄に記入する。  
 ③購入電力の二酸化炭素排出係数は、国が公表した平成25年度の電気事業者別実排出係数の東京電力(株)排出係数0.530kg-CO<sub>2</sub>を用いた。

# 5. 環境活動計画

2015年度 (2016年1月～3月) 環境活動実績書							承認 	確認	作成 				
No	環境目標項目	基準値 (2015年1月～3月)	目標値	CO <sub>2</sub> 換算	具体的活動内容	推進責任者	担当者	実績評価項目	1月	2月	3月	年度計	
1	消費エネルギーの削減 (二酸化炭素排出量の削減)	1) 電力使用量の削減	電力消費量 99,381 <kWh以下>	基準値の1%削減 98,387 <kWh以下>	0.530	①不常用照明の消灯 ②空調の適温【適年26度】 ③冷暖房器具の更新時、省エネ	社長	大部	電力 kWh	活動予定 1→2表示 3計画・実施	1→2開始		
		2) 灯油使用量の削減	灯油消費量 1,999.0 <L以下>	基準値の1%削減 1,979.0 <L以下>	2.492	①暖房器具の更新時、省エネ 1速200L(稼働5日)	社長	大部	L	活動予定 2実施			
		3) LPG使用量の削減	LPG消費量 29.9 <m以下>	基準値の1%削減 29.6 <m以下>	3.002	①給湯温度適正化【低or23度】	小笠原	小笠原	m	活動予定 1計画・実施			
		4) 自動車燃料消費量の削減	ガソリン <L> 1,287.1 軽油 <L> 1,280.9	ガソリン <L> 1,274.0 軽油 <L> 1,268.4	2.322	①エコドライブの励行 ②タイヤの空気圧を定期的に確認し 適正値に保つ ③HV車への更新 ④外部輸送委託	社長	植松	ガソリン 軽油	活動予定 1②-4表示 3計画・実施	1②-4開始		
	計 (kg-CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 排出量 64,092.8 <kg-CO <sub>2</sub> >	CO <sub>2</sub> 排出量 63,451.0 <kg-CO <sub>2</sub> >	〔二酸化炭素排出量の数値実績/累積〕				CO <sub>2</sub> 排出量 kg	活動予定 1②-4表示 3計画・実施	1②-4開始			
2	投入資源の削減	1) コピー用紙使用量の削減	コピー用紙消費量 159.6 <kg>	基準値の1%削減 158.0 <kg>		①ネットワーク活用強化 ②PCのWモニター化 ③裏面コピー	社長	伊東	kg	活動予定 1→3表示 3計画・実施	1→3開始		
		2) 段ボール使用量の削減	段ボール消費量 336.7 <kg>	基準値の1%削減 333.3 <kg>		①再利用率を上げる ②古い箱の利用を徹底する	岩田	岩田	kg	活動予定 1②実施			
		3) プラスティック使用量の削減	プラスチック消費量 472.0 <kg>	基準値の1%削減 467.0 <kg>		①再利用率を上げる ②適正サイズの梱包資材を使う (大きめのサイズを使わない)	岩田	岩田	kg	活動予定 1②実施			
		4) 有害化学物質消費量の削減	洗浄剤消費量 500.0 <kg>	基準値の1%削減 495.0 <kg>		①作業標準の遵守 ②手動運転をしない	小笠原	小笠原	kg	活動予定 1②実施			
	計 (kg)	消費量 972.0 <kg>	消費量 962.0 <kg>	〔投入資源量の数値実績/累積〕				消費量 kg	活動予定 1②-3表示 3計画・実施	1②-3開始			
3	廃棄物排出量の削減	廃棄物総排出量 4,509.1 <kg/年>	基準値の1%削減 4,464.0 <kg/年以下>		①梱包資材の返却推進 ②分別収集、リサイクルの推進 ③ペーパーレス、紙使用量の削減	社長	小泉	廃棄物排出量 kg	活動予定 1①-3実施				
4	グリーン購入の推進 <エコ事務用品購入額/ 事務用品総購入額>	事務用品のエコ商品購入率 エコ事務用品購入額 /事務用品総購入額 データなし <%>	事務用品のエコ商品購入率 エコ事務用品購入額 /事務用品総購入額 データ取り <%>		①購入可能環境配慮商品の調査	社長	小泉	グリーン購入	活動予定 1①実施				
5	工程内不良率の削減	不良率 4.6 <%>	基準値の0.5%削減 4.1 <%>		①全体不良率の累積管理 ②管理音を決める ③フースト部品の選定 ④原因と対策の立案	岩田	岩田	%	活動予定 1①-4実施				
6	水使用量の削減	水道使用量 214.5 <m <sup>3</sup> >	基準値の1%削減 212.4 <m <sup>3</sup> >		①節水表示 ②節水器具の導入 ③年に2回漏水点検 ④クリーニングタワ-水量の適正管理	小笠原	小笠原	水使用量 m <sup>3</sup>	活動予定 1①-3表示 3計画・実施	1①-3開始			

〔作成方法〕

- 本表は、環境目標設定(取組項目、基準値、目標値)に沿って、毎年作成する。
- 具体的活動内容及び推進責任者・担当者は、職場内検討により設定する。
- 活動予定欄には、月々の具体的活動予定事項を線表で表示する。
- 電力使用量の二酸化炭素排出(二酸化炭素換算)係数は、国が公表した平成25年度の電気事業者別表排出係数の東京電力(株)排出係数0.530kg-CO<sub>2</sub>を用いる。

〔評価基準〕

活動予定達成評価	目標達成評価	評価記号
予定通り実施	達成	○
予定通り実施で遵守	未達成	×

〔定期的確認評価コメント〕

- 取組状況の継続
- 目標の達成状況

活動は良くできていたが、目標達成には至っていない。

〔修正加欄・予防加欄の要否〕

確認・承認印

## 6. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

2015年度 (2016年1月～3月) 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容				承認	作成
				高橋	大館
作成年月日：2016年4月8日					
No	環境方針	環境目標項目	具体的活動内容	取組み	
				結果・評価	次年度の内容
1	消費エネルギーの削減 (二酸化炭素排出量の削減)	1) 電力使用量の削減	①不使用照明の消灯 ②空調の適温【通年26度】 ③冷暖房器具の更新時、省エネ	①②については実施できましたが、生産面で、特需等により夜間操業等が発生したため、目標値に対し、7.8%増と目標達成未達。③については、更新が無く未実施。	①プラグ・エア漏れ点検・補修 ②不使用照明の消灯 ③空調の適温【夏26℃・冬22℃】 ④冷暖房器具の更新時、省エネ ⑤照明器具のLED化
		2) 灯油使用量の削減	①暖房器具の更新時、省エネ ②購入制限週200L(稼働5日)	目標値に対して、6.1%増と目標未達。燃費効率の悪い暖房器具使用が要因。しかし、購入制限は守られている。	①暖房器具の更新時、省エネ ②購入制限 1週200L(稼働5日)
		3) LPG使用量の削減	①給湯温度適正化【低or23度】	目標に対して、3.7%減と目標達成。温度管理で成果が出たと思われる。	①給湯温度適正化【低or23度】 ②温水使用期間【12月～3月】
		4) 自動車燃料消費量の削減	①エコドライブの励行 ②タイヤの空気圧を定期的に確認し適正値に保つ ③HV車への更新 ④外部輸送委託	①②の実施により、ガソリンは27%減、社内配送が増により、軽油は17%増。しかし、全体では減少。③については、更新は未実施。	①②エコドライブの励行・教育 ③各車両毎の運行記録より燃料消費率の実績調査及び処置 ④HV車への更新 ⑤外部輸送委託
2	投入資源の削減	1) コピー用紙使用量の削減	①ネットワーク活用強化 ②PCのWモニター化 ③裏面コピー	目標に対し、30%減。ペーパーレスの定着と、Wモニターによる印刷量が大幅に減少。	①コピー機使用後は、リセットボタンを押す。 ②裏面コピー、縮小コピー ③ネットワークの活用 ④裏面使用
		2) 段ボール使用量の削減	①再利用率を上げる ②通い箱の利用を徹底する	目標に対し、57%減。U社の協力により、段ボールから通箱へ梱包方法変更し大きく減らせた。また、再使用や固定箱の利用による減少と思われる。	①再利用率を上げる ②通い箱の利用を徹底する
		3) プラスティック使用量の削減	①再利用率を上げる ②適正サイズの梱包資材を使う (大きめのサイズを使わない)	目標に対し、53%増。 ①について、リユース要員を専任し、再利用率は増加したが、新梱包仕様に伴いリユース頻度が減少。②は継続実施。	①再利用率を上げる ②適正サイズの梱包資材を使う (大きめのサイズを使わない)
		4) 有害化学物質消費量の削減	①作業標準の厳守 ②手動運転をしない	①②の徹底により消費量の増大を防いだこと、また、生産量の減少により消費量が大幅に減少。	①作業標準の厳守 ②手動運転をしない ③低毒性洗浄剤への代替
3	廃棄物排出量の削減	①梱包資材の返却推進 ②分別収集、リサイクルの推進 ③ペーパーレス、紙使用量の削減	目標に対し、8.7%減。紙・段ボールの使用量減に伴い、廃棄量も減少。分別廃棄も定着してきている。	①物品購入時は簡易包装品を選択や、リサイクルしやすい物を選定する ②捨捨て製品の使用・購入抑制 ③分別収集、リサイクルの推進 ④ペーパーレス、紙使用量の削減	
4	グリーン購入の推進 <エコ事務用品購入額/事務用品総購入額>	①購入可能環境配慮商品の調査	事務用品内の環境配慮商品リストアップ及び購入実績調査を実施。	①リストアップした対象商品を購入 ②グリーン購入の推進	
5	工程内不良率の削減	①全体不良率の累積管理 ②管理者を決める ③ワースト部品の選定 ④原因と対策の立案	目標に対し、7.3%減。 毎月のTQC会議にて、原因の究明と対策の立案を実施している。また、品質会議において全従業員への教育による再発防止	①全体不良率の累積管理 ②原因と対策の立案	
6	水使用量の削減	①節水表示 ②節水こまの導入 ③年に2回漏水点検 ④クーリングタワー水量の適正管理	目標に対し、28%増。 冬季期間の凍結防止措置に伴う増加。また、倉庫等の建築工事に伴う増も影響した。具体的活動の節水表示や節水こまの導入は完了できた。漏水確認未実施。④は現在調整中	①クーリングタワー設備管理 ②年に1回漏水点検	

# 7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

当社に係る環境関連法規等は下記の通りですが、下記のように遵守状況を2016年3月に確認した結果、違反はありませんでした。また、関連機関からの違反等の指摘、環境関連の訴訟も過去3年間ありません。

## 環境関連法規等遵守状況

環境関連法規等取りまとめ表兼遵守確認・評価表					作成年月日：2015.12.11 評価実施日：2016.04.08		遵守評価		承認	評価者																																				
1. EA21事務局は、当社が適用を受ける法規制等を毎年定期的(3月)に調査し見直しすること。 2. 管理部署責任者は毎年4月1日に遵守状況を確認・評価すること。 3. 遵守状況の確認・評価後に証拠資料を記すこと。																																														
1. 遵守義務のある法規関係																																														
区分	環境関連法規等名称	法令条項	当社 該当事項	法規制等要求・遵守事項	管理部署	本社		第二製造 (開成)																																						
						届出・報告等	遵守評価	届出・報告等	遵守評価																																					
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物の処理) (一般廃棄物の処理)	法6-2	一般廃棄物の 処理委託	① 一般廃棄物を適正に分別し保管。	生産管理 第二製造 (高橋)	実施済	実施済	実施済	実施済																																					
				② 一般廃棄物の処理業者の許可取得業者を選定、処分を委託する		許可書確認	許可書確認	許可書確認																																						
	法12-2 規8-1~3	産業廃棄物の 保管	① 保管場所の囲い、衛生管理(飛散、流出等防止)	実施済		実施済	実施済																																							
			② 表示板の設置(60×60cm以上)	実施済		実施済	実施済																																							
	法12-3	産業廃棄物の 処理委託	① 収集運搬、処分事業者と委託基準に従って二者間委託契約	収集運搬：2005.02.01契約 廃油：2011.10.01契約 木屑：2008.09.01契約 廃プラ：2007.01.11契約		契約書確認	収集運搬：2005.02.01契約 廃油：2011.10.01契約 木屑：2008.09.01契約 廃プラ：2007.01.12契約	契約書確認	契約書確認																																					
			② 契約書の記載事項(含む許可証)確認、契約終了後5年間保管。	① 産業廃棄物管理責任者の選任		選任済	選任済	選任済																																						
	法12-3 条8.10条	産業廃棄物の 処理委託	③ マニフェストの作成、記録、保管	④ 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難であるという通知を処理委託先から 受けた場合及び交付マニフェストのB2・D票は90日(特別産業廃棄物は60日) 以内、E票は180日以内に返却されない場合は、30日以内に知事へ報告		実施済	該当なし	実施済	該当なし																																					
			④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	⑤ 交付マニフェスト(A票、B2票、D票、E票)の5年間保管		実施済	実施済	実施済	実施済																																					
			⑤ 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難であるという通知を処理委託先から 受けた場合及び交付マニフェストのB2・D票は90日(特別産業廃棄物は60日) 以内、E票は180日以内に返却されない場合は、30日以内に知事へ報告	⑥ 産業廃棄物管理票交付状況報告書(毎年6月末迄)提出、写し保管		未報告	緊急提出	未報告	緊急提出																																					
			⑥ 産業廃棄物管理票交付状況報告書(毎年6月末迄)提出、写し保管	⑦ 産業廃棄物の適正な処理のための体制整備		実施済	実施済	実施済	実施済																																					
⑦ 産業廃棄物の適正な処理のための体制整備			⑧ 毎年1回定期的にチェックシートにて実地確認をする。	次年度実施予定	2016.7予定	次年度実施予定	2016.7予定																																							
⑧ 毎年1回定期的にチェックシートにて実地確認をする。			⑨ 実地確認書類を5年間保管	実施済	実施済	実施済	実施済																																							
⑨ 実地確認書類を5年間保管			⑩ PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書(毎年6月末迄)を県知事に提出、 写し保管	該当なし	報告：2015.06.01	報告書確認	報告書確認																																							
⑩ PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書(毎年6月末迄)を県知事に提出、 写し保管																																														
資源循環	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	法6	液晶テレビ、冷 藏庫、ユニットエ アコンの廃棄	料金を支払い、適切に引き渡す。 特定家庭用機器廃棄物管理票の写しを1年間保管	管 理 (高橋)		実施済		実施済																																					
	使用済自動車の再資源化等に関する 法律 (自動車リサイクル法)	法8	自社所有車両の 廃棄	再資源化費用預託をし、廃車時は、適切に引き渡す。			実施済		実施済																																					
騒音・振動	騒音規制法	法5~8 令別表1	機械プレス (294kN以上) コンプレッサ (7.5kw以上)	① 指定地域内での特定工場等に係る規制基準の遵守 ② 指定地域内で特定施設を設置(変更)30日前までに市町長に届出	第一製造 (小笠原) 第二製造 (高橋)	新設：2004.09.01 変更：2011.12.13	届出書確認	新設：2013.01.21 変更：2014.06.19	届出書確認																																					
	振動規制法	法5~8 令別表1	機械プレス コンプレッサ	① 指定地域内での特定工場等に係る規制基準の遵守 ② 指定地域内で特定施設を設置(変更)30日前までに市町長に届出		新設：2004.09.01 変更：2011.12.13	届出書確認	新設：2013.01.21 変更：2014.06.19	届出書確認																																					
	特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律	法4-3	機械プレス (980kN以上)	① 法に定める資格を有する者の内から選任し、市町長に届出		報告：2004.09.01	届出書確認		非該当																																					
	静岡県生活環境の保全等に関する条 例	法50~69	機械プレス (49kN以上) コンプレッサ (3.75kw以上)	① 規制基準の遵守		新設：2004.09.01 変更：2011.12.13	届出書確認			非該当																																				
				(1)騒音に係る規制基準 <table border="1"> <tr> <th>区域の区分</th> <th>昼 間</th> <th>朝・夕</th> <th>夜 間</th> </tr> <tr> <td>第1種区域</td> <td>50dB</td> <td>45dB</td> <td>40dB</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>55dB</td> <td>50dB</td> <td>45dB</td> </tr> <tr> <td>第3種区域</td> <td>65dB</td> <td>60dB</td> <td>55dB</td> </tr> <tr> <td>第4種区域</td> <td>70dB</td> <td>65dB</td> <td>60dB</td> </tr> </table> (2)振動に係る規制基準 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">区域の区分</th> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td>該当区域</td> <td>8:00~20:00</td> <td>20:00~8:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>騒音第1種区域</td> <td>50dB</td> <td>45dB</td> </tr> <tr> <td>騒音第2種区域</td> <td>55dB</td> <td>50dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種区域</td> <td>騒音第3種区域</td> <td>65dB</td> <td>60dB</td> </tr> <tr> <td>騒音第4種区域</td> <td>70dB</td> <td>65dB</td> </tr> </table>		区域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間	第1種区域	50dB	45dB	40dB	第2種区域	55dB	50dB	45dB	第3種区域	65dB	60dB	55dB	第4種区域	70dB	65dB	60dB	区域の区分		昼 間	夜 間	種 別	該当区域	8:00~20:00	20:00~8:00	第1種区域	騒音第1種区域	50dB	45dB	騒音第2種区域	55dB	50dB	第2種区域	騒音第3種区域	65dB	60dB	騒音第4種区域	70dB
区域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間																																											
第1種区域	50dB	45dB	40dB																																											
第2種区域	55dB	50dB	45dB																																											
第3種区域	65dB	60dB	55dB																																											
第4種区域	70dB	65dB	60dB																																											
区域の区分		昼 間	夜 間																																											
種 別	該当区域	8:00~20:00	20:00~8:00																																											
第1種区域	騒音第1種区域	50dB	45dB																																											
	騒音第2種区域	55dB	50dB																																											
第2種区域	騒音第3種区域	65dB	60dB																																											
	騒音第4種区域	70dB	65dB																																											
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握 等及び管理の改善の促進に関する 法律 (PRTR法)	法2~5	1-プロモプロヘン	① 該当指定化学物質等の取扱量の把握	第一製造 (小笠原)	取扱量500kg	報告不要		非該当																																					
				② 下記条件該当時は、毎年6月30日までに、前年度の排出量及び移動量を都 道府県知事経由で事業所所属大団に届出  対象業種：全製造業 従業員数：常用雇用者21人以上 取扱量等：第1種年間1t以上																																										

消防	御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例施行規則	第10条 条例第46条	灯油 ニューバンナオイル	① 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱の届出 (少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い届出書を所管消防長へ提出)	第一製造 (小笠原)	変更：2008.05.20	実施状況確認	/	非該当
労働安全衛生	労働安全衛生規則	第95-6	1-プロモプロパン	有害物ばく露作業報告書を所轄労働基準監督署長に報告 ① (平成27年1月1日～同年12月31日までの1年間の取扱量が500kg以上になったときは、平成28年1月1日～同年3月31日までに報告)	第一製造 (小笠原)	届出：2016.01.29	報告書控確認	/	非該当
水質汚濁	水質汚濁防止法	法14-2	1-プロモプロパン	洗浄機の洗浄溶剤(アブソーラー)が事故等で排出又は地下浸透する恐れの場合は、引き続き排出及び地下浸透防止の応急措置と都道府県知事に届出。 (事故時届出)	第一製造 (小笠原)	事故無し	確認	/	非該当
	浄化槽法	法8～11条		② 浄化槽の保守点検及び清掃を年1回以上実施する。 ③ 毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受ける。	管 理 第二製造 (高橋)	法定検査：2016.03.15実施	報告書控確認	法定検査：2015.12.10実施	報告書控確認
大気汚染	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx-PM法)	法6、法12	トラック	① 対策地域(首都圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)	管 理 第二製造 (高橋)	有効期限 ネット：2016.03.24 7/7：2016.05.01	車検証確認	/	非該当
				② 自動車NOx-PM法排ガス基準適合車」の使用					
				③ 対象認定自動車2台					
	④ 第一種フロン回収業者にフロン類を引渡								
フロン排出抑制法	法16	業務用空調機器 コンプレッサー	① 機器の設置環境・使用環境の維持保全と点検 ・簡易点検(3ヶ月に1回以上:全機器) ② 漏洩・故障時は、修理を実施する。(修理終了までフロン類の補填しない) ③ 点検及び整備に係る記録簿を備え、当該製品廃棄まで保存	次年度より実施	2016.4以降 実施予定	次年度より実施	2016.4以降 実施予定		
法19、 法19の3、 法20の2、 法37	フロン使用業務 用冷凍空調機器 のフロン類を回 収する整備、 廃棄	① 第一種フロン回収業者にフロン類を引渡 ② 回収依頼書又は委託確認書交付・写保管(3年) ③ 引取証明書保存(3年) ④ 料金を支払う	/	実績なし	/	実績なし			

## 2. 責務(努力義務)のある法規関係

資源循環 (3イイイ)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	法4	容器包装 リサイクル	① 対象品目:カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装	管 理 (高橋)	/	飲料メーカー回収 依頼書へ	/	飲料メーカー回収 依頼書へ
グリーン購入	国等による環境物品等の調達に関する法律	法5	物品購入	① 環境にやさしい原材料の利用 ② エコ商品選択購入	生産管理 (高橋)	/	継続購入中	/	継続購入中

## 8. 環境不適合、外部からの苦情

ありません



## 9. 代表者による全体評価と見直しの結果

【様式5】

### 代表者による全体の評価と見直し 結果報告書

代表者承認	環境管理責任者
	

実施日	2016年4月11日 ( <input type="checkbox"/> 定期見直し <input type="checkbox"/> 臨時見直し )			
対象期間	2016年1月1日～2016年3月31日			
出席者	代表者、環境管理責任者、部門長、担当、事務局			
前回の指示への取組結果	今回が最初の代表者による全体の評価と見直しに付き、前回の指導事項は無し			
見直しに必要な情報	①環境関連法規の遵守状況(環境関連法規等の遵守記録による) ②環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施及び運用結果(環境活動計画書による) ③問題点の是正処置及び予防処置の結果(是正・予防処置報告書による) ④外部からの環境に関する苦情や要望(外部コミュニケーション記録による) ⑤その他(法規制の動向や取引先からの「グリーン調達」の情報等)			
代表者による評価 経営的観点	<b>【環境経営システムが有効に機能しているか】</b> (①、②、③、④、⑤等を踏まえて評価)			
	法令順守は問題なく、外部からの苦情もなく、全員が自分の役割を理解して目標達成に努力を始めており、環境経営システムが有効に機能している			
	<b>【環境への取組が適切に実施されているか】</b> (②等を踏まえて評価)			
	環境目標項目	目標達成状況	活動計画実施状況	目標・活動計画実施状況の評価(達成の場合:目標設定方法や取組方法の問題点、次年度の方向性 未達の場合:原因の明確化、次年度の目標や対応策)
	消費エネルギーの削減(CO2排出量の削減)	×	○	工場の操業度に直接かかわる量産売上高が、前年同期比108.4%となり、電力使用量増加の主要因となっている。しかしながらEA21認証取得活動のキックオフを契機に全員の環境意識が高まっており、次年度の組織的活動の実践により成果につながるものと考えられる。
	投入資源の削減	○	○	
	廃棄物排出量の削減	○	○	各責任者の明確化と啓蒙活動により、「ごみ」に対する意識変化がみられるようになった。次年度も継続して削減に取り組む。
	グリーン購入の推進	-	○	購入事務用品のリストアップ並びに購入実績調査を予定通り行った。リストアップした対象品のエコマーク等製品購入及び社内推進を実施する。
工程内不良率の削減	○	○	ISO9001の目標管理でも不良率低減に毎年継続的に取り組んでおり、今後は環境・品質の両面から更なる改善を目指し活動する。	
水使用量の削減	×	○	倉庫建設の特殊要因があり目標未達であったが、次年度以降全体への意識付けと、漏水の防止など設備管理の強化で削減につなげていく。	
代表者による見直し 変更の必要性の有無・変更に必要な具体的指示事項	<b>【環境方針】</b> 変更の必要性： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	<b>【環境目標及び環境活動計画】</b> 変更の必要性： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<b>【環境経営システム等】</b> 変更の必要性： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	<b>【総括】</b> エコアクション21の認証取得へ向けた初年度として、環境活動への理解と取り組み内容の検討、また全員で取り組むための啓蒙活動が主体となった。次年度は成果の「見える化」を意識し、取り組みと成果を関連付けることにより、手応えを感じながら活動することに重点を置きたいと考える。			

注)①定期的(少なくとも毎年1回)に実施すること。登録審査の場合は、臨時に行うこと。

②事業年度が終了したら、速やかに終了事業年度(登録審査の場合は登録の運用期間)の見直しをすること。

③事業内容の変更や重大な事故・不適合が生じた場合等の時は、臨時の見直しをすること。

以上